

## ハトミミ. com「国民の声」の受付開始及び規制改革要望の棚卸しについて

平成 22 年 1 月 12 日

1. 平成 21 年 11 月 30 日の行政刷新会議において開設を決定した「国民の声」について、  
本年 1 月 18 日から受付を開始する。

### <ポイント>

- 国民と行政の新たな関係づくりの第一歩として国民参加型の改革を断行するため、国の予算及び組織の無駄根絶・効率化や国の規制・制度の改善等につながる提案を広く国民から受け付ける。
  - 内閣府政務三役（行政刷新）が責任をもって提案を受け付け、必要に応じ各府省の政務三役に報告するとともに、各府省において国民や各種制度の利用者の立場に立ってその在り方を検証し、回答を作成する。
  - 「公開と説明」の原則に立ち、提案及びこれに対する各府省の回答を原則としてホームページで公開するなど透明性の確保を図るとともに、提案の重要性に応じて、内閣府政務三役（行政刷新）等が現地視察、ヒヤリング等を行う。
  - 調査審議の結果を踏まえ、重要案件については、行政刷新会議、関係閣僚委員会等において対処方針を決定し、具体的かつ実効ある改革の実現を図る。
  - 平成 22 年 1 月 18 日～2 月 17 日を集中受付月間（第 1 回）とし、その期間に受け付けた提案については、平成 22 年 6 月を目途に対処方針をとりまとめる。
2. これまで受け付けてきた規制改革要望については、その棚卸しを踏まえ、以下の事項について積極的に取り組むこととする。
    - 「明日の安心と成長のための緊急経済対策」（平成 21 年 12 月 8 日閣議決定）において、実現に向け積極的に取り組むとした事項（別紙 1）
    - 「規制改革集中受付月間」（平成 21 年 6 月）において提出された要望のうち、各府省において実施するとした事項（別紙 2）
    - 「規制改革集中受付月間」（平成 21 年 6 月）において提出された要望のうち、各府省において検討等を行うとされた事項（別紙 3）

以 上

(参考)

国民・職員からの意見聴取について（平成21年11月30日行政刷新会議決定）（抄）

(1) 「国民の声」

①聴取する事項

- ・ 真に国民のために取り組むべき課題や政策の提案
- ・ 身近な国のムダ（国の予算（事務・事業）及び組織の無駄根絶・効率化につながる提案・指摘）
- ・ おかしなルール（国の規制・制度の改善につながる提案）
- ・ 民間開放すべき事業（公共サービス改革（市場化テスト）につながる提案）

②具体的な手続等

- ・ 受付方法：インターネット（HP）又は郵送
- ・ 開始時期：平成22年1月

※これまで、規制改革要望集中受付等で受け付けてきた規制改革等の要望をたな卸しし、必要な措置を行った上で受付を再開する。

「明日の安全と成長のための緊急経済対策」(平成21年12月8日閣議決定)  
において、実現に向け積極的に取り組むとした事項

## Ⅱ. 6. 「国民潜在力」の発揮

### (1) ① 制度・規制改革

#### ＜具体的な措置＞

#### ○ 幼保一体化を含めた保育分野の制度・規制改革(内閣府・文部科学省・厚生労働省)

- 幼保一体化を含め、新たな次世代育成支援のための包括的・一元的な制度の構築を進める。
- このため、主担当となる閣僚を定め、関係閣僚の参加も得て、新たな制度について平成22年前半を目途に基本的な方向を固め、平成23年通常国会までに所要の法案を提出する。

#### (ア) 利用者本位の保育制度に向けた抜本的な改革

- ・ 利用者と事業者の間の公的契約制度の導入、保育に欠ける要件の見直し、利用者補助方式への転換の方向など、利用者本位の制度を実現する。また、保育料設定の在り方について、水準の在り方も含め、制度設計の中で検討する。

#### (イ) イコールフットイングによる株式会社・NPO の参入促進

- ・ 株式会社、NPO・社会的企業も含めた更なる参入促進を図るべく、客観的基準による指定制度の導入を検討する。
- ・ また、施設整備補助の在り方、運営費の使途範囲・会計基準等の見直しについても、制度設計の中で検討する。

#### (ウ) 幼保一体化の推進

- ・ 上記制度における新たな給付体系の検討等とあわせて、認定こども園制度の在り方など幼児教育、保育の総合的な提供(幼保一体化)の在り方についても検討し、結論を得る。

## ○新エネルギー等の導入に資する規制改革要望への対応(経済産業省)

- ・ 工場立地法の緑地等面積の一部への太陽光発電施設の充当
  - 太陽光発電施設の工場での導入促進を図るため、工場立地法の緑地等面積の一部への太陽光発電施設の充当について、年度内に速やかに結論を得る。
- ・ 地熱・工場廃熱の有効活用に向けた規制の見直し
  - 工場等の未利用蒸気を活用する発電設備について、ボイラー・タービン主任技術者の選任を不要とするか否かに関し、年度内に速やかに結論を得る。地熱等を活用するものについても安全性の技術的検討を年度内のできるだけ早期に開始する。

「特区、地域再生、規制改革集中受付月間」において提出された全国規模の規制改革要望を  
検討した結果、各府省において実施するとされた事項

番号	事項名	規制の根拠法令等	規制改革の概要	実施時期	所管省庁
1	株式所有届出の規制緩和	私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)第10条	改正前の私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第10条により、議決権所有割合が一定割合を超えた場合には、当該株式に関する報告書の提出が義務付けられているが、株式発行会社の自己株取得や減資等株式の取得行為を伴わない場合には、この報告書の提出を不要とする。	独占禁止法改正法施行日(平成22年1月1日) (措置済)	公正取引委員会
2	公開買付けによって株券等を取得した公開買付者の大量保有報告書又は変更報告書並びに応募株主等の変更報告書による報告義務発生日に関する事項を追加	金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第27条の23第1項、第27条の25第1項	公開買付けによって株券等を取得した公開買付者の大量保有報告書又は変更報告書並びに応募株主等の変更報告書による報告義務発生日について明確化が図られるよう適切に対応する。	平成21年度	金融庁
3	「公開買付届出書」における「対象者の状況」の「株主の状況 所有者別の状況」の記載	発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号)第二号様式	「公開買付届出書」の「第5 対象者の状況 3 株主の状況」の「(1)所有者別の状況」における外国法人等の区分と、「有価証券報告書」の「第一部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況」の「(5)所有者別状況」における外国法人等の区分をそろえる。	平成21年度	金融庁
4	信託受益権(特に不動産信託受益権、金銭債権信託受益権)の売買の媒介時における取引残高報告書の適用除外	金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第37条の4第1項 金融商品取引業等に関する内閣府令(平成19年内閣府令第52号)第98条第1項第3号、第111条第5号	金融商品取引業者等が金銭・有価証券を管理しない取引に係る取引残高報告書の交付を不要とするよう内閣府令を改正する。	平成21年度 (措置済)	金融庁

番号	事項名	規制の根拠法令等	規制改革の概要	実施時期	所管省庁
5	第二種金融商品取引業者における取引残高報告書の交付義務の免除	金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第37条の4第1項 金融商品取引業等に関する内閣府令(平成19年内閣府令第52号)第98条第1項第3号、第111条第5号	金融商品取引業者等が金銭・有価証券を管理しない取引に係る取引残高報告書の交付を不要とするよう内閣府令を改正する。	平成21年度(措置済)	金融庁
6	公開買付期間中における買付者又は対象者による有価証券報告書、四半期報告書(半期報告書)の提出が公開買付届出書の訂正届出書の提出事由とならないことの明確化について	金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第27条の8第2項 発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成22年大蔵省令第38号)第21条第3項	公開買付期間中における買付者又は対象者による四半期報告書(半期報告書)提出の取扱いについて明確化する。	平成21年度(措置済)	金融庁
7	地方自治体におけるエルタックス導入促進	—	エルタックスに未加入の地方自治体に対して、エルタックスの加入についての積極的な働きかけを行う。 また、エルタックスに加入する団体で、電子申告未実施の団体については、速やかに電子申告が開始されるよう働きかけを行う。	平成21年度以降も継続的に実施	総務省
8	登記完了後に交付される書類の記載内容の改善	不動産登記規則(平成17年法務省令第18号)第181条	登記所から登記完了後に交付される登記完了証の記載事項について、登記記録上の地積その他の事項を追加するなど、その拡充のための制度改正及びシステム改修を行う。	平成22年度	法務省
9	在留資格「企業内転勤」の要件の見直し	出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令(平成22年法務省令第16号)	「企業内転勤」の在留資格では、直近1年間に、我が国にある公私の機関の「外国にある本店、支店その他の事業所」に継続して勤務していることが上陸許可の基準となっているが、昨今の国際社会における企業活動の現状を踏まえ、この外国にある事業所等での勤務経歴に、我が国にある公私の機関での勤務経歴を通算できるよう、平成21年度中に所要の措置を講じることとする。	平成21年度	法務省
10	出入国管理の関係法令等のホームページ上での公表方法の改善	—	2008年に地方入管局に通達した「大学における専攻科目と就職先における業務内容の関連性の柔軟な取扱い」に関しては、「入国・在留審査要領」と併せて内容が把握できるものであることから、同要領の該当部分の内容も含めて同通達内容をわかりやすく法務省ホームページ上に掲載する。	平成21年度(措置済)	法務省

番号	事項名	規制の根拠法令等	規制改革の概要	実施時期	所管省庁
11	在留資格認定証明書交付手続の迅速化の徹底	「優良な企業等からの在留資格認定証明書交付申請に係る審査の迅速化・簡素化について」(平成16年3月4日法務省管第1322号)	在留資格認定証明書交付手続の迅速化について地方入国管理官署に改めて指示を行う。加えて、省令改正に伴い、新申請書様式による申請であり、かつ、上場企業等又はそれらに準ずる規模等を有する企業等を雇用先とするものについては、これまでより処理期間を短縮し、申請受理日から10日程度をめどに申請を処理することとする。	平成21年度 (措置済)	法務省
12	国(社会保険庁)の有する住所情報の開示	行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第58号)第8条第2項第4号	確定給付企業年金に関して社会保険庁の有する住所情報の提供を受けられることとする。	平成21年度 (措置済)	厚生労働省
13	国民健康保険関係の窓口業務の民間委託の拡大	「公共サービス改革基本方針」の改定(国民健康保険関係の窓口業務及び徴収業務の民間委託に関する留意事項)について(平成19年3月28日老介発第0328001号・保国発第0328002号)	国民健康保険関係の窓口業務の民間委託拡大を図るため、市町村の適切な管理の下で被保険者に関する個人情報の保護等につき必要な措置が講ぜられることを前提として、当該窓口業務の受託事業者が被保険者に係る情報等を取扱うことを可能とする。	平成21年度	厚生労働省
14	ハローワークにおける求人要件の緩和	職業安定法(昭和22年法律第141号)	フランチャイズの契約関係に基づく応募者募集に係る情報については、依頼があった場合には、ハローワーク内にスペースを設け、これらの情報を求職者の閲覧に供することとしているところである。 また、ハローワークでは、将来的にフランチャイズ契約を締結する予定があったとしても、当該求人の申込みが、雇用関係の成立を求めるものである場合には、(フランチャイズ契約を締結することを希望する者を歓迎する求人を含めて)受理するとともにあっせんの対象にしており、これらの取組をさらに周知徹底する。	平成21年度	厚生労働省
15	輸入食品監視支援システム(FAINS)における利用者端末からのモニタリング検査結果の把握	食品衛生法(昭和22年法律第233号)第27条、第28条	輸入食品監視支援システム(FAINS)を利用した食品等の輸入届出においては、モニタリング検査結果通知書を利用者端末から取り出し可能とする。	平成21年度	厚生労働省

番号	事項名	規制の根拠法令等	規制改革の概要	実施時期	所管省庁
16	輸入食品等に係る検疫所モニタリング検査の進捗状況について、各検疫所に対し電話照会が可能であることの周知	食品衛生法(昭和22年法律第233号)第27条、28条	輸入食品については、輸入者に対して輸入届出の義務が課せられており、届出を受け付けた検疫所では食品衛生監視員が審査や検査を行っているところ、当該検査の1つであるモニタリング検査(検疫所において輸入貨物を留め置くことなく、届出済証を交付した上で年間計画に基づき実施)の進捗状況について、届出を行った検疫所まで電話により照会できることをあらためて会議等で検疫所に周知する。	平成21年度	厚生労働省
17	確定給付企業年金における財政検証の基準の見直し	確定給付企業年金法施行規則(平成14年厚生労働省令第22号)第14条、第15条、第16条	実施事業所の経営の状況が悪化したことにより、事業主が掛金を拠出することが困難である場合には、財政検証の結果、掛金の引上げが必要となった場合であっても、掛金引上げを猶予することができる措置を講じる(平成24年3月31日までに適用される掛金についての時限措置)。	平成21年度 (措置済)	厚生労働省
18	第1種農地と当該農地に隣接する土地とを一体として同一の事業の目的に供するために転用を行う場合の許可基準の厳格化	農地法(昭和27年法律第229号)第5条第2項 農地法施行令(昭和27年政令第445号)第18条第1項第2号ニ 農地法施行規則(昭和27年農林省令第79号)第54条	現行制度上、農地の転用許可申請者が、第1種農地(農地法第5条第2項第1号ロに定める集団的に存在する農地で良好な営農条件を備えている農地をいう。以下同じ。)と当該農地に隣接する土地とを一体として同一の事業の目的に供するために転用を行う場合には、当該許可の申請に係る事業の目的に供すべき土地の面積に占める当該第1種農地の面積の割合が2分の1を超えない等の場合に転用許可を認めることを可能としているところ、大規模な転用事業が行われる場合には相当な規模の第1種農地が転用されることから、平成21年6月の農地法の改正に伴い省令改正を実施する。	平成21年度 (措置済)	農林水産省
19	大規模集客施設の立地を目的とした「27号計画」の成立要件の厳格化	農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号。以下「農振法」という。)第10条第4項 農振法施行令(昭和44年政令第254号)第7条第4号 農振法施行規則(昭和44年農林省令第45号)第4条の4第1項第27号	農振法施行規則第4条の4第1項第27号に基づき市町村が地域の農業の振興を図る観点から定める計画(以下「27号計画」という。)の種類、位置及び規模が定められている施設の用地は、農振法第8条第2項に基づき市町村が定める農用地区域に含まれない土地として農用地区域からの除外が可能となると規定されている。 現行制度上、農振法施行規則第4条の4第1項第27号イからリまでに掲げる要件のすべてを満たした場合には、27号計画が成立することとしているところ、当該27号計画については、地域の農業振興との関係が不明確な事例が散見されたことから、平成19年3月に、農用地区域からの除外及び農地の転用と地域の農業振興との関係を明確化する等の運用の適正化を図る通知を発出したところである。当該通知等による是正状況を検証しつつ、平成21年6月の農振法改正に伴い省令改正を実施する。	平成21年度 (措置済)	農林水産省



番号	事項名	規制の根拠法令等	規制改革の概要	実施時期	所管省庁
20	海外の子会社を対象とした、貨物の輸出および技術の提供に係る新たな包括許可制度の創設について	外国為替及び外国貿易法(昭和24年法律第228号)第25条第1項、第48条第1項	海外の子会社を対象として一定の条件下で一括して許可を行う新たな包括許可制度を創設する。	平成21年度 (措置済)	経済産業省
21	小水力発電装置の設置運営の円滑化	河川法(昭和39年法律第167号)第23条、第35条 河川法施行規則(昭和40年建設省令第7号)第11条	小水力発電に係る許可手続きの円滑化のため、申請がしやすくなるように水利使用許可申請のガイドブックを作成し、公表する。	平成21年度	国土交通省
22	住宅の建設に係る諸手続の提出書類の共用化	建築基準法(昭和25年法律第201号) 住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号) 特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律(平成19年法律第66号) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号)	住宅瑕疵担保責任保険申込み窓口が登録住宅性能評価機関や指定確認検査機関を兼ねている場合には重複している図書については提出を省略することができる旨、ホームページで周知する。	平成21年度 (措置済)	国土交通省
23	企業再編に伴う土地譲渡に関する届出	公有地の拡大の推進に関する法律(昭和47年法律第66号)第4条、第8条	公有地の拡大の推進に関する法律第4条に基づく届出について、企業再編のための事業譲渡、現物出資等については、都道府県等の運用実態も踏まえ、事務処理の迅速化・合理化等による譲渡制限期間の短縮について検討し、周知する。 併せて、会社の合併及び分割による土地所有権の移転については、当該届出は不要である旨周知する。	平成21年度	国土交通省
24	廃棄物処理法に関する条例の統一等	—	廃棄物の適正な処理を推進するためにも、各地方自治体の定めたルールについて、各地方自治体の公開情報を環境省ホームページ等で取りまとめる。	平成22年度	環境省

「特区、地域再生、規制改革集中受付月間」において提出された全国規模の規制改革要望に対し、各府省において「検討」等を行うとされた事項

番号	事項名	規制の根拠法令等	規制改革の概要	実施時期	所管省庁
1	一般集中規制に関するガイドラインの見直し	私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)第9条	<p>一般集中規制については、「規制改革推進のための3か年計画(再改定)」(平成21年3月31日閣議決定)において、「今後も引き続き、実態の変化を踏まえつつ、施行状況をフォローアップする。そして、当該規制については将来的には廃止することが適切であるとの指摘、事業支配力が過度に集中することにより競争が阻害されることのないよう十分配慮すべきであるとの指摘があることも踏まえつつ、評価・検討する」とされている。これを踏まえ、以下の見解についても評価・検討を行う。</p> <p>①主要な事業分野の業種について、日本標準産業分類は必ずしも競争政策の観点から評価すべき市場実態を反映しているとは限らないことから、現状のような3桁分類を基本とするのではなく、2桁分類を原則とする。</p> <p>②資産規模が大きい会社が多く属する業界(事業分野)については、総資産額が大きい会社であっても必ずしも事業支配力を有するものではないことから、形式的一律の基準とするのではなく「大規模な会社」を事業分野ごとの実態に適合した基準とする。</p> <p>③分社化した会社が、上場等により議決権比率が低下する(分社化と同時の場合を含む)場合は、事業支配力が相対的に低下することにほかならないことから、現状の「事業力が過度に集中することとならない会社」に係る類型を拡大し、100%親子関係を継続的に維持するケースと同様に扱う。</p>	平成21年度 評価・検討	公正取引委員会
2	大規模会社の事業報告書の見直し	私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)第9条	<p>一般集中規制については、「規制改革推進のための3か年計画(再改定)」(平成21年3月31日閣議決定)において、「今後も引き続き、実態の変化を踏まえつつ、施行状況をフォローアップする。そして、当該規制については将来的には廃止することが適切であるとの指摘、事業支配力が過度に集中することにより競争が阻害されることのないよう十分配慮すべきであるとの指摘があることも踏まえつつ、評価・検討する」とされている。これを踏まえ、以下の見解についても評価・検討を行う。</p> <p>①改正後の私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第9条第4項で求められる報告書については、競争政策上問題が生じた場合のみ情報を提出することで足りるので、定例の報告書の提出は廃止すべき。</p> <p>②当該報告書の提出義務は、日本独特の規制であり、かつ、その効果も明確なものではないため、国際ハーモナイゼーションの観点から廃止すべき。</p>	平成21年度 評価・検討	公正取引委員会
3	インターネット・オークションにおける盗品の流通防止対策の強化	古物営業法(昭和24年法律第108号)第21条の2、第21条の3	有識者等により構成される総合セキュリティ対策会議において、平成21年9月から平成22年3月までの間、インターネット・オークションにおける盗品の流通実態及び警察と事業者等との連携の在り方等について検討する。	平成21年度 検討・結論	警察庁
4	再編時におけるグループ内法人向け債権への保証業務に関する規制緩和	銀行法施行規則第17条の3第2項第3号及び第38号の規定に基づく銀行等の子会社が営むことのできる業務から除かれる業務等を定める件(平成10年金融監督庁・大蔵省告示第9号)第1条 主要行等向けの総合的な監督指針V-3-3-1(2)①	子会社等による法人向け債権への保証業務に係る規制に関して、従来、グループ外への保証であったものが、再編によりグループ内への保証となってしまう場合の取扱いについて検討する。	平成21年度 検討	金融庁
5	公開買付期間中における買付者又は対象者による有価証券報告書の提出が公開買付届出書の訂正届出書の提出事由とならないことの明確化について	金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第27条の8第2項 発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号)第21条第3項	公開買付期間中における買付者又は対象者による有価証券報告書提出の取扱いについて、投資者保護に配慮しつつ、検討する。	平成22年度 検討	金融庁

番号	事項名	規制の根拠法令等	規制改革の概要	実施時期	所管省庁
6	食品表示に関するルールの整理	農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律(昭和25年法律第175号)食品衛生法(昭和22年法律第233号)等	食品表示に関する一元的な法律の制定など、法制度の見直しに係る検討については、まずは各制度の運用改善を行う段階で、現行制度の問題点などを把握した上で、必要な法体系のあり方の整理・検討を行う。	平成21年度 検討開始	消費者庁
7	公的個人認証サービスの署名検証者の民間事業者への拡大	電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律(平成14年12月13日法律第153号)第17条	外部の有識者からなる検討会(公的個人認証サービス普及拡大検討会)を開催し、民間事業者などの意見も伺いながら、民間で公的個人認証サービスを利用できるようにするための検討を進め、平成22年6月頃を目途に一定の結論を得る。	平成22年度 検討・結論	総務省
8	携帯電話の貸与業者の本人確認義務の要件を緩和(本人確認書類として、日本国内に住居を有している外国人に対する大使館・領事館・米軍等の発行する本人確認書類の追加)	携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律施行規則(平成17年総務省令第81号)第5条	携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律施行規則を改正し、本人確認書類として、日本国内に住居を有している外国人に対する大使館・領事館・米軍等の発行する本人確認書類を追加することについて検討し、一定の結論を得る。	平成21年度 検討・結論	総務省
9	携帯電話の貸与業者の本人確認義務の要件を緩和(本人確認書類として、再入国許可証の追加)	携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律施行規則(平成17年総務省令第81号)第5条	携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律施行規則を改正し、本人確認書類として、再入国許可証を追加することについて検討し、一定の結論を得る。	平成21年度 検討・結論	総務省
10	携帯電話の貸与業者の本人確認義務の要件を緩和(日本国内に住居を有していない外国人に対する本人確認方法として、郵送による本人確認の容認)	携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律施行規則(平成17年総務省令第81号)第5条	携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律施行規則を改正し、日本国内に住居を有していない外国人に対する本人確認方法として、郵送による本人確認を容認することについて検討し、一定の結論を得る。	平成21年度 検討・結論	総務省
11	携帯電話の貸与業者の本人確認義務の要件を緩和(上場企業及び学校法人に対する非対面の貸与契約における、通信可能端末設備等の非対面取引要件の緩和)	携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律施行規則(平成17年総務省令第81号)第5条	携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律施行規則を改正し、上場企業及び学校法人に対する非対面の貸与契約における、通信可能端末設備等の非対面取引要件を緩和することについて検討し、一定の結論を得る。	平成21年度 検討・結論	総務省

番号	事項名	規制の根拠法令等	規制改革の概要	実施時期	所管省庁
12	携帯電話の貸与業者の本人確認義務の要件を緩和(対面時貸与時本人確認について、顔写真の付された学生証・社員証を補助書類とする本人確認方法を追加)	携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律施行規則(平成17年総務省令第81号)第5条	携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律施行規則を改正し、対面時貸与時本人確認について、顔写真の付された学生証・社員証を補助書類とする本人確認方法を追加することについて検討し、一定の結論を得る。	平成21年度 検討・結論	総務省
13	携帯電話の貸与業者の本人確認義務の要件を緩和(貸与時本人確認の際に、法人としての本人確認が免除される対象に、上場企業及び学校法人を追加)	携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律施行規則(平成17年総務省令第81号)第5条	携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律施行規則を改正し、貸与時本人確認の際に、法人としての本人確認が免除される対象に、上場企業及び学校法人を追加することについて検討し、一定の結論を得る。	平成21年度 検討・結論	総務省
14	振替株式会社発行会社の組織再編に伴う特別口座の口座管理機関の変更	—	組織再編を行う上場会社に限り特別口座の口座管理機関を変更する手続を創設する上での問題点を把握の上、当該問題点に対する対処法の検討を行う。	平成22年度 検討	法務省
15	外国人研修・技能実習制度の見直し	技能実習制度に係る出入国管理上の取扱いに関する指針(平成5年法務省告示第141号) 技能実習制度推進事業運営基本方針(平成5年4月5日厚生労働大臣公示)	製造業の生産現場において多能工化が進んでいることを踏まえ、対象職種・作業に限定せず、例えば、関連する複数職種について実習することを可能とし、評価制度(試験)については中心となる対象職種について整備されていけばよいこととするよう、検討し、結論を得る。	平成21年度 検討・結論	法務省 厚生労働省
16	特定健康保険組合の認可の取消しに係る手続きの明確化	健康保険法(大正11年法律第70号)附則第3条 健康保険法施行規則(大正15年内務省令第36号)第165条、第166条	特定健康保険組合の認可の取消しについて、行政運用において手続きの透明性・公平性がより担保できる方策(例えば申請に必要な書類、審査項目の明確化等)を検討し、結論を得る。	平成21年度 検討開始、 平成22年度 結論	厚生労働省
17	確定給付企業年金、厚生年金基金におけるキャッシュバランスプランの再評価率の自由度向上	確定給付企業年金法施行規則(平成14年厚生労働省令第22号)第28条、第29条 確定給付企業年金の規約の承認及び認可の基準等について(平成14年3月29日年企発第0329003号・年運発第0329002号)別紙13-2(4)	確定給付企業年金、厚生年金基金におけるキャッシュバランスプランについて、運用リスクの一部が事業主から加入者、受給者に転嫁されることに留意の上、給付額の再評価等に用いる指標の拡充を慎重に検討する。	平成22年度 検討	厚生労働省

番号	事項名	規制の根拠法令等	規制改革の概要	実施時期	所管省庁
18	老齢厚生年金併給調整に伴う手続きの改善	厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)附則第7条の4、第7条の5、第11条の5、第11条の6 国民年金法等の一部を改正する法律(平成6年法律第95号)附則第25条、第26条 厚生年金保険法施行規則(昭和29年厚生省令第37号)第33条	雇用保険の給付を受ける場合、老齢厚生年金の支給停止手続きを本人からの届出に基づき行うことが必要とされているが、社会保険庁とハローワークでの情報交換がなされている点を踏まえ、今後、代替する方法があるかどうかを検討する。	平成22年度検討	厚生労働省
19	確定拠出年金における個人情報取り扱いの緩和	確定拠出年金法(平成13年法律第88号)第99条 確定拠出年金制度について(平成13年8月21日年発第213号)	事業主の行う投資教育のために、運営管理機関が事業主に対して個人の投資情報等の提供を行うにあたっては、本人の同意を必要としているところであるが、投資教育の効果的な実施に向け、個人情報の保護が適切に行われるかどうか等の問題を踏まえ、今後検討する。	平成22年度検討	厚生労働省
20	「集成材の日本農林規格」にかかる性能規定の併用導入	農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律(昭和25年法律第175号) 集成材の日本農林規格(平成19年農林水産省告示第1152号)第5条第1項	「集成材の日本農林規格」第5条1項(幅方向に接合したラミナの品質等にかかる幅はぎ未評価ラミナの範囲、ラミナの厚さ(厚さ・最大と最小のラミナの厚みの比率)、二次接着の仕上げ等)の規定に関する性能規定の併用導入等について、製造業者・実需者等からの要件緩和と要望に基づき、科学的根拠に基づく安全性・信頼性の確保等を踏まえた上で検討し、結論を得る。	平成21年度検討開始、平成24年度の規格の定期的見直しまでに可能な限り早期に結論	農林水産省
21	工場立地法の緑地面積変更に関わる手続の見直し	工場立地法(昭和34年法律第24号)第8条 工場立地法施行規則(昭和49年大蔵省・厚生省・農林省・通商産業省・運輸省令第1号)第9条	工場立地法において、生産施設の面積については30㎡まで変更届不要となっている。緑地面積の減少についても、定められた面積比率を満たし、かつ、一定面積(30㎡)以下の変更であれば軽微変更として扱い、変更許可申請の提出を不要とすることについて検討を行い、結論を得る。	平成21年度検討開始、可能な限り早期に結論	経済産業省
22	鉱山坑内でのガソリン車使用制限の緩和	鉱山保安法(昭和24年法律第70号)第11条第1項、第12条 鉱業上使用する工作物等の技術基準を定める省令(平成16年経済産業省令第97号)第9条第22号	鉱山の坑内で使用する自動車について、ディーゼル機関のみならず、安全性等に配慮し、使用条件等も考慮しながら、ガソリン車の走行も認めることについて検討し、結論を得る。	平成21年度検討開始、平成22年度結論	経済産業省
23	駐車場用換気装置の基準の見直し	駐車場法(昭和32年法律第106号)第11条 駐車場法施行令(昭和32年政令第340号)第12条	駐車場用換気装置の換気能力の基準について、自動車排ガス規制の動向やハイブリッドカー等の低公害車の普及状況等を調査し、見直しを検討する。	平成21年度検討開始、結論を得次第措置	国土交通省
24	建設業許可の申請・変更届における個人情報の取扱について	建設業法(昭和24年法律第100号)第13条	建設業許可の申請及び変更等の届出の際に提出する役員の一覧表及び使用人の一覧表のうち、現住所等の個人情報に当たる項目の閲覧については、個人情報保護の観点から、当該項目については閲覧させないこととし、具体的な実施方法について、実務上の課題等に配慮しつつ、結論を得る。	平成21年度結論	国土交通省
25	民間都市再生事業計画認定の申請期限の延長	都市再生特別措置法(平成14年法律第22号)附則第3条	民間都市再生事業計画の認定の申請期限を今後さらに延長することについて、今後の社会経済情勢や都市における市街地整備の状況等を踏まえ、検討する。	平成23年度までに結論	国土交通省

番号	事項名	規制の根拠法令 等	規制改革の概要	実施時期	所管省庁
26	羽田空港における国際ビジネスジェットの発着枠許可申請期限の短縮	「東京国際空港における深夜早朝の有効活用方策について」に基づく発着枠の配分方法、手続について(平成13年国空令第4号・国空事第5号)	運航7日前までに行うこととされている、国際ビジネスジェットの羽田空港発着枠取得のための申請期限について、運航3日前まで短縮することに向けた検討を開始する。	平成21年度 検討・結論	国土交通省
27	PCB廃棄物収集・運搬ガイドラインにおける運搬容器規定の一部見直し	廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号) PCB廃棄物収集・運搬ガイドライン(平成16年3月(平成18年3月改訂)環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部)	PCB廃棄物を運搬車で運搬する場合、消防法で規定する危険物に関する運搬容器による運搬も可能とするか否かについて、PCB廃棄物収集・運搬ガイドライン見直しの検討を行い、結論を得る。	平成23年度 検討・結論	環境省